

日本臨床内科医会は、消費税の矛盾に関し以下の要望をします。

## 消費税に対する要望書

平成 24 年 8 月 10 日、消費税増税法案が成立し、平成 26 年 4 月から 8%、平成 27 年 10 月から 10%に消費税率が引き上げられることが決定しました。社会保険診療が消費税非課税であることにより生ずる控除対象外消費税問題は、税率 5%の現在でも、医療機関の経営を非常に圧迫しています。この状態のまま税率が引き上げられると、医療機関はさらに厳しい環境に晒され、ひいては地域医療崩壊の危機に立たされます。社会保障の充実を目的に導入された消費税によって、地域医療を崩壊させてはなりません。

このため、国民の負担を増大させることなく、社会保険診療を課税の仕組みに入れることを強く要望します。

### 記

社会保険診療が消費税非課税であることを改め、国民の負担を増加させることなく、課税の仕組みとすることを強く要望します。

以上につき、理事会・代議員会において決議するものである。

平成 24 年 10 月 6 日

日本臨床内科医会